

事 務 連 絡  
平成18年6月6日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

台湾産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成18年3月31日付け事務連絡）の別添1の1の別表2によりお知らせしたところですが、今般、輸入者の自主検査において、下記の製造者により製造された食品からサイクラミン酸が検出されたことから、別表2を別紙のとおり改正するので御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

SINO EAST INTERNATIONAL TAIWAN CO., LTD.